都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																
		(1)就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに○）										(2)(1)のコの内容	(3)就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに○）					(4)(3)のオの内容・補足事項	(5)就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに○）								(6)(5)のクの内容	(7)就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに○）						(8)(7)のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
44	44	44	23	12	29	19	28	37	3	1	5	5	0	0	44	0	0	0	27	5	15	0	0	0	0	3	3	13	1	23	27	4	4	4
茨城県	水戸市	○	○	○		○	○	○							○						○					○	要保護の認定は申請書の提出を求めておらず，福祉事務所から生活保護受給者情報の提供を受け，要保護者として認定している。 準要保護については，小学校入学予定者は教育委員会に提出，在校生は学校に提出。	○		○	○			
茨城県	日立市	○				○	○	○							○				○											○				
茨城県	土浦市	○	○				○	○							○				○											○				
茨城県	古河市	○			○	○		○							○					○											○			
茨城県	石岡市	○	○			○	○								○				○											○				
茨城県	結城市	○			○		○		○						○				○											○	○			
茨城県	龍ケ崎市	○		○	○		○	○							○				○											○	○			
茨城県	下妻市	○					○	○							○				○															
茨城県	常総市	○	○		○	○	○	○							○				○	○												○		
茨城県	常陸太田市	○			○			○							○						○										○			
茨城県	高萩市	○	○					○			○	新入学児については、教育委員会から保護者全員に在籍園経由又は郵送で通知。			○				○							○	新入学児については、入学前支給を希望する場合は教育委員会へ提出。				○			
茨城県	北茨城市	○	○			○		○							○				○									○			○			
茨城県	笠間市	○			○		○	○							○				○	○											○			
茨城県	取手市	○	○		○	○	○	○		○					○						○							○	○	○			○	市HPにてやさしい日本語を使用した就学援助制度について説明したページを作成し公開している。
茨城県	牛久市	○	○	○	○		○	○							○						○					○	申請書提出前にWEBにて申請の有無を全員に回答いただいている。			○	○			
茨城県	つくば市	○	○		○		○	○							○						○									○	○	○		
茨城県	ひたちなか市	○	○		○	○	○	○							○				○											○	○			
茨城県	鹿嶋市	○		○			○	○			○	進級時以外で年に2回ほど学校を通して案内を行っている。			○				○									○						
茨城県	潮来市	○	○		○	○									○				○	○										○	○			
茨城県	守谷市	○	○	○		○	○	○							○						○									○				
茨城県	常陸大宮市	○	○		○		○	○							○				○									○		○	○			
茨城県	那珂市	○		○	○		○	○							○				○											○				
茨城県	筑西市	○	○		○										○				○											○	○	○		
茨城県	坂東市	○	○	○	○		○	○							○						○										○			
茨城県	稲敷市	○			○		○	○							○				○											○	○			
茨城県	かすみがうら市	○		○		○	○	○							○						○									○	○		○	ホームページやマチコミ等で周知
茨城県	桜川市	○			○			○							○						○							○						
茨城県	神栖市	○	○		○						○	小学6年生対象に秋頃チラシを配布			○					○								○			○			
茨城県	行方市	○			○	○		○							○				○											○	○			
茨城県	鉾田市	○					○	○							○				○															

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																
		1. 就学援助制度の周知方法																																
		（1）就学援助制度の周知方法（あてはまるもの全てに〇）										（2）（1）のコの内容	（3）就学援助（要保護・準要保護）の申請期間（あてはまるもの1つに〇）					（4）（3）のオの内容・補足事項	（5）就学援助（要保護・準要保護）の申請書の提出方法（あてはまるもの全てに〇）								（6）（5）のクの内容	（7）就学援助制度の周知方法や申請書の表記等の工夫（あてはまるもの全てに〇）						（8）（7）のカの内容
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. 教育委員会から児童生徒がいる世帯へ案内を送付	コ. その他		ア. 申請締切を設定し，期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており，年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており，締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. 各学期で申請締切を設定し、各学期始めから援助	オ. その他		ア. 申請を希望する者が学校に提出	イ. 申請を希望する者が教育委員会に提出	ウ. 申請を希望する者が学校もしくは教育委員会に提出	エ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校に提出	オ. 申請の有無にかかわらず、全員が教育委員会に提出	カ. 申請の有無にかかわらず、全員が学校もしくは教育委員会に提出	キ. 就学援助システムを使って提出	ク. その他		ア. 目につきやすいタイトルや平易な文面の使用	イ. 漢字にはフリガナを付記	ウ. 援助対象となる年間所得の目安額等を記載	エ. 各費目の援助額や年間総援助額の記載	オ. 外国語の申請書を作成	カ. その他	
44	44	44	23	12	29	19	28	37	3	1	5	5	0	0	44	0	0	0	27	5	15	0	0	0	0	3	3	13	1	23	27	4	4	4
茨城県	つくばみらい市	○	○	○	○	○	○	○							○				○									○		○	○			
茨城県	小美玉市	○	○	○	○	○		○	○						○						○							○		○	○	○		
茨城県	茨城町	○			○	○		○							○				○											○	○			
茨城県	大洗町	○		○	○	○	○	○							○				○														○	就学援助制度案内チラシは、転入生にも漏れがないよう学校を通じてその都度配布している。
茨城県	城里町	○		○	○		○	○							○				○									○			○			
茨城県	東海村役場	○	○		○	○					○	・PTA総会の際に就学援助制度の書類を配布している ・前年度の準要保護児童生徒（小１～中2）がいる世帯へ案内を送付			○						○									○				
茨城県	大子町	○	○			○		○	○		○	町コミュニティFM放送（FMだいご）で制度について周知			○						○							○						
茨城県	美浦村	○						○							○						○							○						
茨城県	阿見町	○	○		○	○	○	○							○				○															
茨城県	河内町	○			○		○	○							○				○											○	○		○	学校連絡アプリで制度を周知
茨城県	八千代町	○	○		○		○	○							○				○												○			
茨城県	五霞町	○	○												○						○										○			
茨城県	境町	○					○	○							○				○									○						
茨城県	利根町	○			○			○							○						○										○			

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）

令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）

都道府県	市区町村	＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア．イ．ウ．エに〇をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	3	18	21	0	26	19	7	33	14	2	2	1	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	水戸市	○							○											○		○	○	○		○				○									
茨城県	日立市	○							○											○		○			○														
茨城県	土浦市	○							○										○			○			○														
茨城県	古河市	○							○										○			○	○		○														
茨城県	石岡市	○							○											○		○	○								○	就学時健康診断の通知に入学準備金の案内文を同封							
茨城県	結城市	○							○										○				○		○				○										
茨城県	龍ケ崎市	○							○									○				○	○	○	○														
茨城県	下妻市	○							○										○						○														
茨城県	常総市	○							○										○				○		○														
茨城県	常陸太田市	○							○										○						○														
茨城県	高萩市	○							○										○				○				○			○									
茨城県	北茨城市	○							○											○		○	○			○													
茨城県	笠間市	○							○									○							○														
茨城県	取手市	○							○									○				○	○		○	○													
茨城県	牛久市	○							○											○					○														
茨城県	つくば市	○							○										○			○			○														
茨城県	ひたちなか市	○							○											○		○	○		○	○													
茨城県	鹿嶋市	○							○										○					○	○														
茨城県	潮来市	○							○											○		○			○	○													
茨城県	守谷市	○							○											○		○	○																
茨城県	常陸大宮市	○							○											○		○	○		○														
茨城県	那珂市	○							○											○				○															
茨城県	筑西市	○							○										○			○	○		○														
茨城県	坂東市	○							○											○					○	○				○									
茨城県	稲敷市	○							○										○						○														
茨城県	かすみがうら市	○							○											○					○					○									
茨城県	桜川市	○							○										○						○														
茨城県	神栖市	○							○											○		○	○		○														
茨城県	行方市	○							○											○					○	○													
茨城県	鉾田市	○							○											○											○	就学時健康診断の結果通知に案内を同封							

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																					
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																																					
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																																					
		＜小学校＞（1）実施・検討状況について						＜小学校＞（2）（1）のカの内容	＜小学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜小学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜小学校＞（5）（1）でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに〇）										＜小学校＞（6）（5）のコの内容	＜小学校＞（7）（4）でア．イ．ウ．エに〇をした場合、（入学前支給の）①周知時期、②申請期日、③（アの場合）支給時期	＜小学校＞（8）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					＜小学校＞（9）（8）のエ及びオの内容
		ア．入学前支給を行っている	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ．そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ．そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ．その他		ア．令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ．令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ．令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ．未定	ア．　8月以前	イ．　9月	ウ．10月	エ．11月	オ．12月	カ．　1月	キ．　2月	ク．　3月	ケ．4月初旬（入学式前）	ア．教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ．自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に案内を配布	オ．学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ．域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．小学校入学予定者がいる家庭へ案内を送付	コ．その他			ア．予算の確保が困難だから	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ．認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ．（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ．その他	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	3	18	21	0	26	19	7	33	14	2	2	1	5	3	3	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	つくばみらい市	○							○											○		○	○	○	○	○		○											
茨城県	小美玉市	○							○										○			○	○		○	○													
茨城県	茨城町	○							○										○			○			○														
茨城県	大洗町	○							○											○		○		○	○	○													
茨城県	城里町	○							○											○				○	○														
茨城県	東海村役場	○							○										○			○	○		○	○													
茨城県	大子町	○							○											○		○	○								○	町コミュニティFM放送（FMだいご）で制度について周知							
茨城県	美浦村	○							○											○		○				○	○	○											
茨城県	阿見町	○							○										○			○			○	○													
茨城県	河内町	○							○										○			○			○														
茨城県	八千代町	○							○											○		○	○		○	○													
茨城県	五霞町		○									○																											
茨城県	境町		○									○																											
茨城県	利根町	○							○										○			○			○					○									

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																									
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について						＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに○）					＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ. （入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	3	12	27	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	水戸市	○							○											○							
茨城県	日立市	○							○											○							
茨城県	土浦市	○							○										○								
茨城県	古河市	○							○											○							
茨城県	石岡市	○							○											○							
茨城県	結城市	○							○										○								
茨城県	龍ケ崎市	○							○											○							
茨城県	下妻市	○							○										○								
茨城県	常総市	○							○										○								
茨城県	常陸太田市	○							○										○								
茨城県	高萩市	○							○											○							
茨城県	北茨城市	○							○											○							
茨城県	笠間市	○							○										○								
茨城県	取手市	○							○									○									
茨城県	牛久市	○							○											○							
茨城県	つくば市	○							○											○							
茨城県	ひたちなか市	○							○											○							
茨城県	鹿嶋市	○							○										○								
茨城県	潮来市	○							○											○							
茨城県	守谷市	○							○											○							
茨城県	常陸大宮市	○							○											○							
茨城県	那珂市	○							○											○							
茨城県	筑西市	○							○											○							
茨城県	坂東市	○							○											○							
茨城県	稲敷市	○							○											○							
茨城県	かすみがうら市	○							○											○							
茨城県	桜川市	○							○										○								
茨城県	神栖市	○							○											○							
茨城県	行方市	○							○											○							
茨城県	鉾田市	○							○											○							

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																									
		2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和6年7月時点の市区町村の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに〇）																									
		＜中学校＞（1）実施・検討状況について						＜中学校＞（2）（1）のカの内容	＜中学校＞（3）（1）でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				＜中学校＞（4）（1）でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）									＜中学校＞（5）（1）でウと回答した場合のその理由（あてはまるもの全てに〇）					＜中学校＞（6）（5）のエ及びオの内容
		ア. 入学前支給を行っている	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない	エ. そもそも新入学学用品やその費用を無償化しているため、入学前支給を行っていない	オ. そもそも対象者がいないため、入学前支給を行っていない	カ. その他		ア. 令和5年度（令和6年度新入学分）以前	イ. 令和6年度（令和7年度新入学分）	ウ. 令和7年度（令和8年度新入学分）以降	エ. 未定	ア.　8月以前	イ.　9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ.　1月	キ.　2月	ク.　3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから	エ.（入学前支給とは異なる）自治体独自の教育費負担軽減制度があるから	オ. その他	
44	44	42	2	0	0	0	0	0	42	0	0	2	0	0	0	0	0	3	12	27	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	つくばみらい市	○							○											○							
茨城県	小美玉市	○							○										○								
茨城県	茨城町	○							○									○									
茨城県	大洗町	○							○											○							
茨城県	城里町	○							○											○							
茨城県	東海村役場	○							○											○							
茨城県	大子町	○							○									○									
茨城県	美浦村	○							○											○							
茨城県	阿見町	○							○										○								
茨城県	河内町	○							○										○								
茨城県	八千代町	○							○											○							
茨城県	五霞町		○									○															
茨城県	境町		○									○															
茨城県	利根町	○							○										○								

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																								
		3. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																								4. 就学援助率
		（1） 令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに〇）																				（2）（1）で ソ, タ又はチに〇をした場合, 生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）で ツに〇をした場合, 市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）			
		ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ. 個人の事業税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ. 市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ. 離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト. その他	係数（倍率）	係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
																						倍	倍			
44	44	29	30	30	29	29	32	11	4	26	26	10	9	10	21	25	13	3	0	5	10	38	0	10	1	44
茨城県	水戸市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○	○	1.5		当該年度において，次のいずれかに該当し，経済的に困窮していると認められる者（水戸市就学援助実施要項別表第1中，第1項第9号オ） (ｱ) 震災，風水害，火災その他これらに類する災害により，住宅，家財その他の財産について著しい損害を受けた者 (ｲ) 世帯の生計を主として維持する者が死亡し，又は心身に重大な障害を受け，若しくは長期入院したことにより，当該世帯の収入が著しく減少した者 (ｳ) 世帯の生計を主として維持する者の収入が，事業または業務の休廃止，事業における著しい損失，失業等により著しく減少した者		10%未満
茨城県	日立市		○	○	○	○	○					○			○	○						1				10%未満
茨城県	土浦市																				○			児童扶養手当一部支給所得制限限度額を所得基準とし、住宅状況等その他を総合的に判断。 なお、令和3年度から税制改正を受け、給与所得、公的年金所得者については、総所得金額から10万円を控除。		15%未満
茨城県	古河市	○	○	○	○	○	○			○					○	○						1.2				10%未満
茨城県	石岡市																○					1.3				10%未満
茨城県	結城市	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○							○			・認定を受けようとする児童生徒の属する世帯全員の収入金額が、市で定める世帯人員ごとの収入基準額以下の世帯 ・上記以外で、特別な事情により教育委員会が特に認定する必要があると認められる世帯		10%未満
茨城県	龍ケ崎市	○	○	○	○	○				○	○				○	○						1.3				15%未満
茨城県	下妻市	○	○	○	○	○	○			○	○				○			○				1			両親が揃っている世帯：1.0倍未満となったものを認定 ひとり親世帯　　　　：1.5倍未満となったものを認定	10%未満
茨城県	常総市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.5				15%未満
茨城県	常陸太田市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.5				10%未満
茨城県	高萩市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○						1.3				15%未満
茨城県	北茨城市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
茨城県	笠間市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○	○					1.3				15%未満
茨城県	取手市															○				○		1.3				15%未満
茨城県	牛久市																○					1.15				10%未満
茨城県	つくば市																○					1.5				10%未満
茨城県	ひたちなか市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		1.4				10%未満
茨城県	鹿嶋市	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					○	1.3		家計の急変等により経済的に困窮していると認められる者		10%未満
茨城県	潮来市	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○						1.4				5%未満
茨城県	守谷市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○					1..3				5%未満
茨城県	常陸大宮市	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1.3				10%未満
茨城県	那珂市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○			○		1.5				10%未満
茨城県	筑西市	○	○	○	○	○	○	○			○					○						1.5				15%未満
茨城県	坂東市	○					○										○					1.3				15%未満
茨城県	稲敷市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○					1.3				15%未満
茨城県	かすみがうら市															○						1.3				10%未満
茨城県	桜川市	○					○									○	○					1.5				10%未満
茨城県	神栖市	○	○	○	○	○	○			○	○			○	○			○				1.3				10%未満
茨城県	行方市															○						1.4				5%未満
茨城県	鉾田市	○	○	○	○	○	○			○	○					○						1.3				10%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																						
		3．就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						4．就学援助率
		（1） 令和6年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																		（2）（1）で ソ，タ又はチに○をした場合，生活保護基準額等に掛ける係数（倍率）	（3）（1）で ツに○をした場合，市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（4）（1）でトと回答した場合，その他の基準の内容	（5）補足事項	令和5年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）（例：生活保護の1.3倍、1.5倍等）（係数（倍率）を（4）に記入してください。）	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）（例：生活保護の1.3倍の額（394万円）、1.5倍（455万円）等）（係数（倍率）を（4）に	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの（係数（倍率）を（4）に記入してください。記入例はコメント欄参照）	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの（例：課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等）（係数および目安額を（5）に記入してください。）	テ．離職や病気等の理由によって家計が急変した者	ト．その他	係数（倍率）	係数（倍率）			
																					倍	倍			
44	44	29	30	30	29	29	32	11	4	26	26	10	9	10	21	25	13	3	0	5	10	38	0	10	1	44
茨城県	つくばみらい市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.3				10%未満
茨城県	小美玉市															○						1.3				5%未満
茨城県	茨城町																○					1.4				10%未満
茨城県	大洗町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○	○	1.3		当該年度において，次のいずれかに該当し，経済的に困窮していると認められる者 (ア) 世帯の生計を主として維持する者が死亡，又は心身に重大な障害を受け，若しくは長期入院・病気療養中等により，世帯収入が著しく減少した者 (イ) 世帯の生計を主として維持する者の収入が，事業又は業務の休廃止，事業における著しい損失，失業等により著しく減少した者 (ウ) 災害により，住宅，家財，その他の財産について著しい損害を受けた者		10%未満
茨城県	城里町						○									○					○	1.3		個別の生活状況によって教育委員会が認定するかどうかを判断する。		10%未満
茨城県	東海村役場	○	○	○	○	○	○			○	○				○						○			東海村独自の所得基準を設定（児童扶養手当の一部支給の所得基準を準用）		10%未満
茨城県	大子町		○	○	○	○	○	○		○	○				○											10%未満
茨城県	美浦村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1.3		教育長が特に援助の必要があると認めた者		10%未満
茨城県	阿見町															○						1.3				5%未満
茨城県	河内町																○					1.2				10%未満
茨城県	八千代町	○	○	○	○	○	○								○			○				1.3				10%未満
茨城県	五霞町		○	○		○	○								○						○			個人事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている 民生委員が生活困窮と認め、教育委員会が特に援助が必要と認めたもの		10%未満
茨城県	境町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○					○	1.1		・ひとり親家庭の場合（ただし、同世帯に収入のある同居人が居住し、生活を共にしているとみなされた場合及び他社からの援助が可能と認められる場合は除く） ・その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められるも者		5%未満
茨城県	利根町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1.2				15%未満

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																																																													
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																																																													
		1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																																													
		（1）費目毎の援助額																																																											（2）補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	1	44	0	0	5	5	5	38	38	1	3	13	10	10	2	2	2	0	0	1	7	39	25	25	13	13	13	1	1	0	3	22	0	0	14	14	14	8	8	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	5	15
茨城県	水戸市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	13598								○	○	22000							市立以外は上限22,000	○			○	11000	11000					○			○	14000	9757					
茨城県	日立市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	0							実績なし	○	○	26973								○			○	11000	10874															
茨城県	土浦市	○						○	11100			○						○	19900													○	○	22051																												
茨城県	古河市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	22596															○						○	14000			
茨城県	石岡市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	0					○			○	11000	11000					○			○	14000	13265					
茨城県	結城市	○			○	11630	11630					○			○	51060	51060															○	○	23418																		○			○	12000	12000					
茨城県	龍ケ崎市	○						○	11630			○						○	57060													○	○	19483																		○						○	1000		オンライン学習を行った月のみ1世帯当たりに支給	
茨城県	下妻市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	23000								○			○	11000	11000					○						○	14000			令和6年度当初予算計上単価を記入。
茨城県	常総市	○						○	11630			○						○	54060			○	○	25000							令和6年度予算単価	○	○	21000							令和6年度予算単価																					
茨城県	常陸太田市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0							実績なし	○			○	40000	24189					○			○	11000	11000														他制度で支援	通学用品費：1学年は対象外 校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、修学旅行費は、保護者負担実績額を参考に単価を設定
茨城県	高萩市	○						○	11630			○						○	54060													○	○	20237								○						○	11000													
茨城県	北茨城市	○						○	11630			○						○	30470			○	○	0							実績なし	○	○	26265								○						○	11000													通学費は支給対象であるが、近年は実績なし。R5年度より市内小学校の給食費が無償化となった。
茨城県	笠間市	○						○	※		小1は11,630円、小2～6は13,900円	○						○	57060			○	○	0							実績なし	○	○	6898																		○						○	14000			
茨城県	取手市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	18965																									
茨城県	牛久市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	22690	22690															○			○	14000	14000					
茨城県	つくば市	○						○	11630			○						○	54060													○			○	20000	19505					○			○	11000	11000															クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等は、令和6年度に新設のため、「支給平均額」欄には、令和6年度予算に計上した単価を記載。
茨城県	ひたちなか市	○						○	11630			○						○	57060																							○						○	11000			○						○	14000			・通学用品費は1学年は0円
茨城県	鹿嶋市	○						○	11630			○								○	【支給内容】 ①現物（ランドセル） 支給：18,700円 ②新入学学用品費 支給：38,360円 計57,060円											○	○	23654																		○						○	13200		1世帯あたり13,200円	
茨城県	潮来市	○						○	11000			○						○	19900			○	○	0								○	○	24527																		○						○	12000			
茨城県	守谷市	○						○	11630			○						○	57060			○			○	40020	0				実績無	○	○	24507								○			○	11000	11000					○						○	14000			
茨城県	常陸大宮市	○						○	11630			○						○	57060													○			○	22690	6917					○			○	11000	11000					○			○	14000	4761					
茨城県	那珂市	○						○	11630			○						○	57060													○	○	0							実績なし	○			○	11000	2405					○						○	14000			
茨城県	筑西市	○						○	11630			○						○	34060													○			○	22690	21244					○			○	11000	10805					○			○	14000	10111					クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については「学習支援費」という費目で定額支給（令和6年度支給単価10,940円） 学校給食費については市内の学校に在籍している児童については無償化、市外の学校に在籍している児童については実費額を支給。
茨城県	坂東市	○						○	11630			○						○	57060													○						○	22690			○						○	11000													
茨城県	稲敷市	○						○	11630			○						○	57060																																											
茨城県	かすみがうら市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	0								○			○	22690	0					○						○	11000			○			○	14000	4842					通学費、修学旅行費、クラブ活動費については、対象費目だが支給なし。
茨城県	桜川市	○						○	11420			○						○	20470													○	○	21884																		○						○	12000		第1子のみ	給食費：欠食の場合1食あたり220円減額。
茨城県	神栖市	○			○	11640	11640					○			○	51110	51110															○	○	21535																												給食費は市内小学校に通う全児童無償のため支給0円
茨城県	行方市	○						○	11630			○						○	57060			○	○	11167								○	○	21008																		○						○	14000			
茨城県	鉾田市	○						○	11630			○						○	57060													○	○	19548																		○			○	14000	12640					

Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度準要保護就学援助額

1. 小学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

（1）費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	1
茨城県	つくばみらい市	○						○	11630		
茨城県	小美玉市	○						○	11630		
茨城県	茨城町	○			○	11630	10933				
茨城県	大洗町	○						○	11630		
茨城県	城里町	○						○	11630		
茨城県	東海村役場	○						○	11630		
茨城県	大子町	○						○	3420		
茨城県	美浦村	○						○	11630		
茨城県	阿見町	○						○	11630		
茨城県	河内町	○						○	11630		
茨城県	八千代町	○			○	11630	10542				
茨城県	五霞町	○			○	11630	10592				
茨城県	境町	○						○	11630		
茨城県	利根町	○						○	11630		

都道府県	市区町村	新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
44	44	44	0	0	5	5	5	38	38	1	3
茨城県	つくばみらい市	○						○	57060		
茨城県	小美玉市	○						○	54060		
茨城県	茨城町	○			○	※	49957				未就学児　32,060円（見込） 小1　37,060円 小6　63,000円
茨城県	大洗町	○						○	54060		
茨城県	城里町	○						○	57060		
茨城県	東海村役場	○						○	※		小1新入学学用品費　54,060円 小6入学準備金63,000円
茨城県	大子町	○						○	51060		
茨城県	美浦村	○						○	54060		
茨城県	阿見町	○						○	54060		
茨城県	河内町	○						○	57060		
茨城県	八千代町	○			○	54060	54060				
茨城県	五霞町	○			○	57060	0				
茨城県	境町	○						○	54060		
茨城県	利根町	○						○	57060		

都道府県	市区町村	通学費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
44	44	13	10	10	2	2	2	0	0	1	7
茨城県	つくばみらい市										
茨城県	小美玉市										
茨城県	茨城町										
茨城県	大洗町										
茨城県	城里町										
茨城県	東海村役場										
茨城県	大子町	○	○	26333							
茨城県	美浦村										
茨城県	阿見町	○								○	へき地の補助金があるため実績なし
茨城県	河内町	○			○	22000	22000				
茨城県	八千代町										
茨城県	五霞町										
茨城県	境町										
茨城県	利根町										

都道府県	市区町村	修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
44	44	39	25	25	13	13	13	1	1	0	3
茨城県	つくばみらい市	○	○	25953							
茨城県	小美玉市										
茨城県	茨城町	○			○	6000	6000				
茨城県	大洗町										
茨城県	城里町	○	○	22690							
茨城県	東海村役場										
茨城県	大子町	○	○	7662							
茨城県	美浦村	○	○	15016							
茨城県	阿見町	○	○	3035							
茨城県	河内町	○			○	22690	21978				
茨城県	八千代町	○			○	22690	22690				
茨城県	五霞町	○			○	22690	20696				
茨城県	境町	○	○	25000							
茨城県	利根町	○	○	20716							

都道府県	市区町村	卒業アルバム代等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
44	44	22	0	0	14	14	14	8	8	0	0
茨城県	つくばみらい市	○						○	11000		
茨城県	小美玉市	○						○	11000		
茨城県	茨城町										
茨城県	大洗町										
茨城県	城里町										
茨城県	東海村役場	○			○	11000	11000				
茨城県	大子町	○			○	11000	7328				
茨城県	美浦村	○						○	11000		
茨城県	阿見町	○			○	11000	10923				
茨城県	河内町	○			○	11000	0				
茨城県	八千代町										
茨城県	五霞町										
茨城県	境町										
茨城県	利根町										

都道府県	市区町村	オンライン学習通信費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
44	44	29	0	0	15	15	15	13	13	1	5
茨城県	つくばみらい市	○						○	24000		
茨城県	小美玉市										
茨城県	茨城町										
茨城県	大洗町	○								○	
茨城県	城里町	○			○	14000	14000				
茨城県	東海村役場	○			○	14000	7266				
茨城県	大子町										
茨城県	美浦村	○			○	14000	5467				
茨城県	阿見町	○			○	14000	0				支給実績なし
茨城県	河内町										
茨城県	八千代町	○			○	14000	8349				
茨城県	五霞町	○			○	14000	13417				
茨城県	境町	○			○	14000	14000				
茨城県	利根町	○						○	14000		

都道府県	市区町村	（2）補足事項
44	44	15
茨城県	つくばみらい市	オンライン学習通信費については、児童生徒一人に対してではなく、１世帯につき、24,000円を支給している。
茨城県	小美玉市	
茨城県	茨城町	新入学児童生徒学用品費等について、小学校入学祝い品（ランドセル）を支給しているため、未就学児・小1への支給については相当額を減額している。
茨城県	大洗町	・校外活動費(宿泊を伴うもの)、医療費　実績なし ・オンライン学習通信費　端末の持ち帰り実績に応じて家庭ごとに月額1,000円を支給
茨城県	城里町	
茨城県	東海村役場	
茨城県	大子町	
茨城県	美浦村	
茨城県	阿見町	
茨城県	河内町	校外活動費(泊有)については、義務教育学校前期課程では保護者負担がない（宿泊学習は全額公費負担）ので、費目はあるが実績はない。 医療費は、長年実績がないため、予算計上もしていない。 卒業アルバム代等については、義務教育学校前期課程修了時には作成していないため、費目はあるが実績はない。 給食費については、費目としては廃止していないが、R2.9より無償化したためそれ以降の実績はない。
茨城県	八千代町	
茨城県	五霞町	・新入学児童生徒学用品費等、医療費は実績なし ・学校給食費は、２～３月分を無償としたため、9ヶ月分の支給とした
茨城県	境町	平均支給額：令和５年度の予算計上の単価 医療費：中耳炎、齲歯に関する医療費のうち３割給付
茨城県	利根町	

Ⅰ 令和6年度就学援助制度の実施について

5. 令和6年度準要保護就学援助額

2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

(1)費目毎の援助額

都道府県	市区町村	学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費										卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										(2)補足事項	6. その他
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	0	44	0	0	5	5	5	39	39	0	0	12	10	10	1	1	1	0	0	1	4	44	28	28	15	15	15	1	1	0	2	22	0	0	15	15	15	7	7	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	5	15	2
茨城県	水戸市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○	○	80739							市立以外は上限80,000	○			○	8800	8425					○			○	14000	10409						
茨城県	日立市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	27640								○	○	74866								○			○	8800	8800																
茨城県	土浦市	○						○	21700			○						○	22900													○	○	74111																												制服購入費は、現物支給する制服の当該年度の購入代金を基準に、支給額を決定する。	
茨城県	古河市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	60910															○						○	14000				
茨城県	石岡市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	80000	60910					○			○	8800	8800					○			○	14000	13747						
茨城県	結城市	○			○	22730	22730					○			○	60000	60000															○	○	79231																		○			○	12000	12000						
茨城県	龍ケ崎市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	77490																		○						○	1000		オンライン学習を行った月のみ1世帯当たりに支給		
茨城県	下妻市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	74000								○			○	8800	8800					○						○	14000			令和6年度当初予算計上単価を記入。	
茨城県	常総市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	70000							令和6年度予算単価																						
茨城県	常陸太田市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○			○	80000	80000					○			○	8800	8800														他制度で支援	通学用品費:1学年は対象外 校外活動費（宿泊を伴わないもの）、校外活動費（宿泊を伴うもの）、修学旅行費は、保護者負担実績額を参考に単価を設定	
茨城県	高萩市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	71394								○						○	8800														
茨城県	北茨城市	○						○	22730			○						○	57400			○	○	0							実績なし	○	○	68629								○						○	8800													通学費は支給対象であるが、近年は実績なし。R3年度より市内中学校の給食費が無償化となった。	
茨城県	笠間市	○						○	中1は22,730円、中2			○						○	63000			○	○	29960								○	○	72140																		○						○	14000				
茨城県	取手市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	56589																										
茨城県	牛久市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	60910															○			○	14000	14000						生活保護基準額等に掛ける係数の引き上げを検討している。
茨城県	つくば市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	80000	76443					○			○	8800	8800															クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等は、令和6年度に新設のため、「支給平均額」欄には、令和6年度予算に計上した単価を記載。	
茨城県	ひたちなか市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	76147								○						○	8800			○						○	14000			・通学用品費は1学年は0円	
茨城県	鹿嶋市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	79751																		○						○	13200		1世帯あたり13,200円		
茨城県	潮来市	○						○	21700			○						○	22900			○	○	0								○	○	79049																		○						○	12000				
茨城県	守谷市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0							実績無	○	○	77033								○			○	8800	8800					○						○	14000				
茨城県	常陸大宮市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	60910					○			○	8800	8800					○			○	14000	3534						
茨城県	那珂市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	24619								○			○	8800	2933					○						○	14000				
茨城県	筑西市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	60910					○			○	8800	8800					○			○	14000	0				実績なし	クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については「学習支援費」という費目で定額支給（令和6年度支給単価　30,020円） 学校給食費については市内の学校に在籍している生徒については無償化、市外の学校に在籍している生徒については実費額を支給。	
茨城県	坂東市	○						○	22730			○						○	63000													○						○	60910			○						○	8800														
茨城県	稲敷市	○						○	22730			○						○	63000													○			○	60910	60910																										
茨城県	かすみがうら市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	0								○			○	60910	55834					○						○	8800			○			○	14000	9036					通学費については、対象費目だが支給なし。	
茨城県	桜川市	○						○	22320			○						○	47400													○	○	81247																		○						○	12000			給食費:欠食の場合１食あたり240円減額。	
茨城県	神栖市	○			○	22740	22740					○			○	57980	57980															○	○	77929																												給食費は市内中学校に通う全生徒無償。支給対象は市外中学校生徒分。	
茨城県	行方市	○						○	22730			○						○	63000			○	○	11000								○	○	80073																		○						○	14000				
茨城県	鉾田市	○						○	22730			○						○	63000													○	○	84578																		○			○	14000	13683						

都道府県	市区町村	Ⅰ　令和6年度就学援助制度の実施について																			
		5. 令和6年度準要保護就学援助額																			
		2. 中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																			
		（1）費目毎の援助額																			
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
44	44	44	0	0	5	5	5	39	39	0	0	44	0	0	5	5	5	39	39	0	0
茨城県	つくばみらい市	○						○	22730			○						○	63000		
茨城県	小美玉市	○						○	22730			○						○	60000		
茨城県	茨城町	○			○	22730	21362					○			○	63000	26077				
茨城県	大洗町	○						○	22730			○						○	63000		
茨城県	城里町	○						○	22730			○						○	63000		
茨城県	東海村役場	○						○	22730			○						○	60000		
茨城県	大子町	○						○	9320			○						○	60000		
茨城県	美浦村	○						○	22730			○						○	63000		
茨城県	阿見町	○						○	22730			○						○	63000		
茨城県	河内町	○						○	22730			○						○	63000		
茨城県	八千代町	○			○	22730	22117					○			○	63000	63000				
茨城県	五霞町	○			○	22730	20836					○			○	63000	63000				
茨城県	境町	○						○	22730			○						○	60000		
茨城県	利根町	○						○	22730			○						○	63000		

都道府県	市区町村	通学費										修学旅行費									
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項
44	44	12	10	10	1	1	1	0	0	1	4	44	28	28	15	15	15	1	1	0	2
茨城県	つくばみらい市											○	○	63201							
茨城県	小美玉市											○	○	80000							
茨城県	茨城町											○			○	65000	65000				
茨城県	大洗町											○	○	80226							
茨城県	城里町											○	○	60910							
茨城県	東海村役場											○			○	60910	60910				
茨城県	大子町	○	○	0							実績なし	○	○	86149							
茨城県	美浦村											○	○	76800							
茨城県	阿見町	○								○	へき地の補助金があるため実績なし	○	○	603903							
茨城県	河内町	○			○	24000	24000					○			○	60910	60910				
茨城県	八千代町											○			○	60910	60910				
茨城県	五霞町											○			○	60910	60910				
茨城県	境町											○	○	80000							
茨城県	利根町											○	○	76000							

都道府県	市区町村	卒業アルバム代等										オンライン学習通信費										（2）補足事項	6. その他
		費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項	費目の設定の有無	実費・現物支給	支給平均額	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	令和6年度単価	その他	補足事項		就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する貴市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足があればご記入ください。
44	44	22	0	0	15	15	15	7	7	0	0	29	0	0	15	15	15	13	13	1	5	15	2
茨城県	つくばみらい市	○						○	8800			○						○	24000			オンライン学習通信費については、児童生徒一人に対してではなく、1世帯につき、24,000円を支給している。	
茨城県	小美玉市	○						○	11000														
茨城県	茨城町																						
茨城県	大洗町											○								○		・医療費　実績なし ・オンライン学習通信費　端末の持ち帰り実績に応じて家庭ごとに月額1,000円を支給	
茨城県	城里町											○			○	14000	14000						
茨城県	東海村役場	○			○	8800	8800					○			○	14000	12008						
茨城県	大子町	○			○	8800	8800																
茨城県	美浦村	○			○	8800	8800					○			○	14000	4223						
茨城県	阿見町	○			○	8800	8800					○			○	14000	0				支給実績なし		
茨城県	河内町	○			○	8800	8800															校外活動費(泊無)については、後期課程で行事設定がないため、費目はあるが実績はない。(R6予算単価計上) 医療費は、長年実績がないため、予算計上もしていない。 給食費については、費目としては廃止していないが、R2.9より無償化した。 県立中などに在籍していてかつ就学援助の認定者であるものについては、引き続き就学援助での給食費補助(実費)を行っている。	特になし
茨城県	八千代町											○			○	14000	11420						
茨城県	五霞町											○			○	14000	13084					・医療費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの)は実績なし ・学校給食費は、2～3月分を無償としたため、9ヶ月分の支給とした	
茨城県	境町											○			○	14000	14000					平均支給額：令和5年度の予算計上の単価 医療費：中耳炎、齲歯に関する医療費のうち3割給付	
茨城県	利根町											○						○	14000				